

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年6月30日 10時08分ごろ
発生場所	宮城県仙台市七北田川河口南方沖 仙台南防波堤灯台から真方位238° 1.9海里付近 (概位 北緯38° 14.9′ 東経141° 00.8′)
事故の概要	プレジャーボート甚生丸は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年7月4日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 甚生丸、0.9トン MG3-32216（漁船登録番号）、個人所有 第210-50100号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	操舵スタンドに損傷、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の中央期、波高 約1m以上
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りをする目的で、七北田川河口南方沖に至り、船首を波が寄せる沖に向け、船外機をアイドル状態として漂泊中、船長がカバンの中の仕掛けを選んでいたら、右舷正横から波高約1m以上の磯波を受け、右舷側が持ち上がり、左舷側に転覆した。</p> <p>船長は、転覆した際に海へ投げ出されたものの、足が海底に届いたので付近の砂浜にたどり着いた。</p> <p>本船は、付近の砂浜に漂着し、後日、造船所に上架された。</p> <p>船長は、本事故当時、周囲に波高約1m以上の波が発生していたが、船首を波が寄せる方向に向ければ安全と思い、周囲と比較して波が小さく見える場所で船首を沖に向けて漂泊した。</p> <p>船長は、本事故直前、南寄りの風で正横付近から波を受ける態勢となっていることに気付いたものの、仕掛けの選択を続けた。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、七北田川河口南方沖で漂泊中、船長が、正横付近から波を受ける態勢となっていることに気付いたものの、仕掛けの選択を続けたことから、右舷正横から波高約1m以上の磯波を受けて右舷側が持ち上がり、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、七北田川河口南方沖で漂泊中、船長が、正横付近から波を受ける態勢となっていることに気付いたものの、仕掛けの

	選択を続けたため、右舷正横から波高約 1 m以上の磯波を受けて右舷側が持ち上がり、左舷側に転覆したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 磯波が発生している海域で漂泊しないこと。</li></ul>